

○厚生労働省告示第百五十三号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第二十九条第三項第一号及び第三十条第三項第一号の規定に基づき、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第百二十三号）の一部を次のように改正し、平成二十七年四月一日から適用する。

平成二十七年三月二十七日

厚生労働大臣 塩崎 恭久

別表第1の1のイ及びロ中「255単位」を「245単位」に、「404単位」を「388単位」に、「587単位」を「564単位」に、「670単位」を「644単位」に、「753単位」を「724単位」に、「836単位」を「804単位」に、「919単位」を「884単位」に、「83単位」を「80単位」に改め、同一のロ中「105単位」を「101単位」に、「152単位」を「146単位」に、「196単位」を「189単位」に、「237単位」を「229単位」に、「274単位」を「264単位」に、「309単位」を「298単位」に、「35単位」を「34単位」に改め、同一のニ中「105単位」を「101単位」に、「196単位」を「189単位」に、「274単位」を「264単位」に、「344単位」を「331単位」に、「70単位」を「67単位」に改め、同一のホ中「101単位」を「97単位」に改め、同一の1の注1中「障害程度区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基

準等に関する省令（平成18年厚生労働省令第40号）や「障害支援区分に係る市町村審査会による審査及び判定の基準等に関する省令（平成26年厚生労働省令第5号）」及び「第1条第2号に掲げる利用者」や「第2条第1号に掲げる利用者」に定める1回の注12に次のように定める。

(4) 特定事業所加算 (IV) 所定単位数の100分の5に相当する単位数

「又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」や「注5」及び「注6」や「又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」や「注5」及び「注6」の次に次のように定める。

4の2 福祉専門職員等連携加算 564単位

注 利用者に対して、指定居宅介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所（法第36条第1項に規定するサービス事業所をいう。第2の5の2において同じ。）、指定障害者支援施設等（法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。）、医療機関等の社会福祉士、介護福祉士、精神保健福祉士、理学療法士その他の国家資格を有する者（以下この4の2において「社会福祉士等」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該社会福祉士等と共同して行い、かつ、居宅介護計画を作成した場合であって、当該社会福祉士等と連携し、当該居宅介護計画に基づき指定居宅介護等を行ったときは、初回の指定居宅介護等が行われた日から起算して90日の間、3回を限度として、1回につき所定単位数を加算する。

別表第1の5の注中イからハまでを次のように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第1の5の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第1の6中「4まで」を「4の2まで」と改める。

別表第2の1中「182単位」を「183単位」並びに「272単位」を「273単位」並びに「364単位」並びに「454単位」を「455単位」並びに「544単位」を「546単位」並びに「634単位」を「636単位」並びに「726単位」を「728単位」並びに「811単位」を「813単位」並びに「1,491単位」を「1,493単位」並びに「2,166単位」を「2,168単位」並びに「2,812単位」を「2,814単位」並びに「3,494単位」を「3,496単位」に改め、同1の注5中「注1」を「注1の(1)」並びに「第8」を「第8の1」に改め、同1の注9中「100分の7.5」を「100分の8.5」に改め、同1の注12中「注6」を「注5」に改め、「又は同ホの経過的居宅介護利用型共同生活援助サービス費を受けている間」を削り、同2の5の次に次のよ

らに加える。

## 5の2 行動障害支援連携加算

584単位

注 利用者に対して、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者が、サービス事業所又は指定障害者支援施設等の従業者であって支援計画シート及び支援手順書（第4の1の注2において「支援計画シート等」という。）を作成した者（以下この5の2において「作成者」という。）に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該作成者と共同して行い、かつ、重度訪問介護計画を作成した場合であって、当該作成者と連携し、当該重度訪問介護計画に基づく指定重度訪問介護等を行ったときは、初回の指定重度訪問介護等が行われた日から起算して30日の間、1回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第2の6の注中イからハまでのように加える。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の140に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から5の2までにより算定した単位数の1000分の78に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第2の6の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(V) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第2の7の注中「5まで」を「5の2まで」に改める。

別表第3の1のイ中「255単位」を「256単位」に、  
「404単位」を「405単位」に、  
「587単位」を「589単位」に、  
「670単位」を「672単位」に、  
「753単位」を「755単位」に、  
「836単位」を「839単位」に、  
「919単位」を「922単位」に改め、  
同一のロ中「198単位」を「199単位」に、  
「277単位」を「278単位」に、  
「347単位」を「348単位」に改め、  
同一の注に次のように加える。

(4) 特定事業所加算(V) 所定単位数の100分の5に相当する単位数

別表第3の5の注中イからハまでを次のように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から4までにより算定した単位数の1000分の221に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から4までにより算定した単位数の1000分の123に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第3の5の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第4の1中「252単位」を「253単位」に、  
「400単位」を「401単位」に、  
「582単位」を「584



ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

別表第4の2の注中「行動援護計画」や「行動援護計画等」に定める、回注に次のただし書を加える。  
ただし、平成30年3月31日までの間は支援計画シート等を作成していない場合であっても、所定単位数を算定する。

別表第4の4の次に次のように加える。

#### 4の2 行動障害支援指導連携加算

273単位

注 支援計画シート等を作成した者（以下この4の2において「作成者」という。）が、指定重度訪問介護事業所等のサービス提供責任者に同行して利用者の居宅を訪問し、利用者の心身の状況等の評価を当該サービス提供責任者と共同して行い、かつ、当該サービス提供責任者に対して、重度訪問介護計画を作成する上での必要な指導及び助言を行ったときは、指定重度訪問介護等に移行する日の属する月（翌月に移行することが確実に見込まれる場合であっても、移行する日が翌月の初日等であるときにあつては、移行をする日が属する月の前月）につき1回を限度として、所定単位数を加算する。

別表第4の5の注中イからハまでを次のように定める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の185

に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から4の2までにより算定した単位数の1000分の103に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第4の5の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第4の6の注中「4まで」を「4の2まで」に改める。

別表第5の1のイの(1)中「903単位」を「906単位」に、 「884単位」を「887単位」に、 「868単位」を「848単位」に、 「857単位」を「815単位」に改め、 同イの(2)中「658単位」を「660単位」に、 「628単位」を「630単位」に、 「604単位」を「590単位」に、 「591単位」を「562単位」に改め、 同イの(3)中「520単位」を「522単位」に、 「495単位」を「497単位」に、 「484単位」を「473単位」に、 「476単位」を「453単位」に改め、 同イの(4)中「416単位」を「418単位」に改め、 同イの(5)中「384単位」を「385単位」に改め、 同イの(6)中「371単位」を「362単位」に改め、 同イの(7)中「362単位」を「344単位」に改め、 同イの(8)中「416単位」を「418単位」に改め、 同イの(9)中「384単位」を「385単位」に改め、 同イの(10)中「371単位」を「362単位」に改め、 同イの(11)中「362単位」を「344単位」に改め、 同イの(12)中「874単位」を「877単位」に、 「868単位」を「848単位」に、 「857単位」を

「815単位」に改め、同ロの②及び同1の注9を削り、同1の注10を同1の注9とし、同5の③中「7単位」を「10単位」とし、「4単位」を「7単位」に改め、同3のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

4単位

別表第5の3の注1中「注2」のトに「及び注3」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同3の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」のトに「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)」を加え、同注2を同3の注3とし、同3の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定療養介護事業所において、指定療養介護を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第5の6の注中イからハまじを次のように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の25に相当する単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) 1から5までにより算定した単位数の1000分の14に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第5の6の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第6の1のイ中 「1,299単位」を「1,278単位」に、「981単位」を「959単位」に、「703単位」  
を「680単位」に、「634単位」を「610単位」に、「583単位」を「559単位」に、「1,170単位」を「  
1,139単位」に、「883単位」を「851単位」に、「632単位」を「599単位」に、「572単位」を「539単  
位」に、「524単位」を「491単位」に、「1,138単位」を「1,099単位」に、「854単位」を「816単位  
」に、「604単位」を「568単位」に、「538単位」を「502単位」に、「494単位」を「459単位」に、「  
1,090単位」を「1,045単位」に、「825単位」を「781単位」に、「589単位」を「549単位」に、「  
532単位」を「493単位」に、「481単位」を「445単位」に、「1,076単位」を「1,028単位」に、「81  
1単位」を「765単位」に、「576単位」を「535単位」に、「517単位」を「478単位」に、「466単位」  
を「428単位」に改め、同一のロ中 「728単位」を「691単位」に、「883単位」を「851単位」に改め、  
同一の注1中 「(法第34条第1項に規定する指定障害者支援施設等をいう。以下同じ。)」を証の、  
同6の2の注4を削り、同6の3中 「10単位」を「15単位」に、「6単位」を「10単位」に改め、同  
3のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)

6単位

別表第6の3の注1中「注2」のトに「及び注3」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同3の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」のトに「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)」を加え、同注2を同3の注3とし、同3の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定生活介護事業所等において、指定生活介護等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第6の3の次に次のように加える。

### 3の2 常勤看護職員等配置加算

- イ 利用定員が20人以下 28単位
- ロ 利用定員が21人以上40人以下 19単位
- ハ 利用定員が41人以上60人以下 11単位
- ニ 利用定員が61人以上80人以下 8単位
- ホ 利用定員が81人以上 6単位

注 看護職員を常勤換算方法で1人以上配置しているものとして都道府県知事又は市町村長に



る者又はこれに準ずる者が利用者の数の合計数の100分の60以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設において、利用者に対して、その居宅等と指定生活介護事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合には、さらに片道につき所定単位数に14単位を加算する。

別表第6の14の表中「ハ」および「カ」のようである。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の31に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の17に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第6の14の注に次のように加える。

- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 別表第7の「イ」の「中」「888単位」および「892単位」並びに「755単位」および「758単位」並びに「623単位」および「626単位」並びに「561単位」および「563単位」並びに「490単位」および「492単位」並びに「580単位」および「582単位」並びに「508単位」および「510単位」並びに「306単位」および「307単位」並びに「231単位」および「232単位」並びに「165単位」および「166単位」並びに「592単位」および「595単位」並びに「268単位」および「269単位」並びに「回

「1,398単位」や「1,407単位」や「2,267単位」や「2,277単位」や「2,298単位」や「1,304単位」や「1,731単位」や「1,738単位」や「1,599単位」や「1,606単位」や「932単位」や「936単位」や「755単位」や「758単位」や「231単位」や「232単位」や「回1の3」や「第8」や「第8の1」や「回1」や「回1の1」や「回1の2」や「回1の3」や「回1の4」に次のように加える。

2 重度障害者支援加算が算定されている指定短期入所事業所において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者に対し、指定短期入所の提供を行った場合に、さらに1日につき10単位を加算する。

別表第7の4の表中「指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所」や「単独型事業所（指定障害福祉サービス基準第115条第3項に規定する単独型事業所をいう。以下この4及び13において同じ。）」や「回1」や「回注1」の次に次のように加える。

2 単独型事業所において、1のイの(2)の福祉型短期入所サービス費(Ⅲ)又は同イの(4)の福祉型短期入所サービス費(Ⅳ)の算定対象となる利用者に対して、入所した日及び退所した日以外の日において、18時間を超えて利用者に対する支援を行った場合に、当該利用者について、さらに所定単位数に100単位を加算する。



独型事業所を除く。) にあつては1000分の41に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第208条第1項に規定する指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。) (単独型事業所を除く。) において行う場合にあつては1000分の54に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。) (単独型事業所を除く。) において行う場合にあつては1000分の124に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の31に相当する単位数)

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から12までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数(指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練(生活訓練)事業所において行う場合(単独型事業所を除く。)) にあつては1000分の23に相当する単位数、指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。) において行う場合にあつては1000分の30に相当する単位数、外部サービス利用型指定共同生活援助事業所(単独型事業所を除く。) において行う場合にあつては1000分の69に相当する単位数又は単独型事業所において行う場合にあつては1000分の17に相当する単位数)

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第7の13の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第8の3の注中イからハまでを次のように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1及び2により算定した単位数の1000分の18に相当する  
単位数

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1及び2により算定した単位数の1000分の10に相当する  
単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第8の3の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第8の1のイ中「451単位」を「453単位」に、「380単位」を「382単位」に、「307単位」を「  
308単位」に、「231単位」を「232単位」に、「167単位」を「168単位」に、イ「ロ」中「355単  
位」を「356単位」に、「296単位」を「297単位」に、「234単位」を「235単位」に、「184単位」を  
「185単位」に、「145単位」を「146単位」に、イ「ロ」中「294単位」を「295単位」に、「246  
単位」を「247単位」に、「197単位」を「198単位」に、「161単位」を「162単位」に、「131単位」  
を「132単位」に、イ「ロ」中「268単位」を「269単位」に、「222単位」を「223単位」に、「1  
77単位」を「178単位」に、「145単位」を「146単位」に、「124単位」を「125単位」に、イ「ロ」

3のロを次のように改める。

ロ 重度障害者支援加算(Ⅱ)

7単位

別表第9の3の注3から注5までを次のように改める。

3 ロについては、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

4 ロが算定されている指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、別に厚生労働大臣が定める者が、第8の1の注1の(2)に規定する別に厚生労働大臣が定める基準を満たしている利用者（当該厚生労働大臣が定める者1人につき5人を限度とする。）に対し、夜間又は深夜において指定施設入所支援等の提供を行った場合に、1日につき180単位をさらに加算する。

5 4の加算が算定されている指定障害者支援施設等については、加算の算定を開始した日から起算して90日以内の期間について、さらに1日につき所定単位数に700単位を加算する。  
別表第9の3の注9及び注7を附り、同9の4の次に次のように加える。

4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定施設入所支援等の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が当該指定施設入所支援等の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等との意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業者を、指定障害者支援施設基準第4条又は附則第3条に規定する人員配置に加え、常勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定障害者支援施設等において、指定施設入所支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

「4の」を「6の」に改め、同の「10単位」を「12単位」に改め、同の「(平成27年3月31日までの間にあつては、管理栄養士又は栄養管理業務に関し5年以上の実務経験を有する栄養士)」を「(同の「14の」中「ヤムシクモドヤクシヨハシヨクシク」。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の50に相当する単位数
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ) 1から13までにより算定した単位数の1000分の28に相当する単位数
- ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数

別表第9の14の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第10の1のイ中「784単位」を「787単位」に、「701単位」を「704単位」に、「666単位」を「  
669単位」に、「638単位」を「641単位」に、「601単位」を「604単位」に改め、同1のロ中「255単  
位」を「245単位」に、「587単位」を「564単位」に、「753単位」を「724単位」に改め、同1のイ中  
「784単位」を「787単位」に改め、同10の1の2中「10単位」を「15単位」に、「6単位」を「10単  
位」に改め、同1の2のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算(ⅳ)

6単位

別表第10の1の2の注1中「注2」の下に「及び注3」を加え、「100分の25」を「100分の35」に  
改め、同1の2の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(ⅰ)」の下に「又はロの福  
祉専門職員配置等加算(ⅳ)」を加え、同注2を同1の2の注3とし、同1の2の注1の次に次のよう  
に加える。

2 ロについては、生活支援員として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士又は  
介護福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村  
長に届け出た指定自立訓練（機能訓練）事業所等において、指定自立訓練（機能訓練）等  
を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福

社専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

別表第10の6中「42単位」を「30単位」とし、「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」と改め、同10の7を次のように改める。

- 7 送迎加算
  - イ 送迎加算(I) 27単位
  - ロ 送迎加算(II) 13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設(ただし、地方自治法第24条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。))を除く。以下この7において同じ。)において、利用者(施設入所者を除く。)に対して、その居宅等と指定自立訓練(機能訓練)事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第10の6の表中「イ」を「ロ」と改める。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から8までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数(指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数)



介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所等において、指定自立訓練（生活訓練）等を行った場合に、1日につき10単位を、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき7単位を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

第15条第2項第1のイに規定する生活訓練サービス費(I)が算定されている利用者に限る。」や「又は指定宿泊型自立訓練の利用者（1のロに規定する生活訓練サービス費(II)が算定されている利用者を除く。」と第8条第1項第1のイ「当該指定自立訓練（生活訓練）等」のロ「又は当該指定宿泊型自立訓練」や「指定自立訓練（生活訓練）等」のロ「又は指定宿泊型自立訓練」や第15条第2項第1のイ「又は就労している利用者」や「地域活動支援センター（法第5条第25項に規定する地域活動支援センターをいう。）の利用者、介護保険法（平成9年法律第123号）第8条第7項に規定する通所介護若しくは同条第8項に規定する通所リハビリテーションその他これらに準ずるもの利用者、診療報酬の算定方法別表第一医科診療報酬点数表の精神科シヨート・ケア、精神科デイ・ケア若しくは精神科デイ・ナイト・ケアの算定対象となる利用者又は就労している利用者（第15の1の7の注2において「生活介護等利用者」という。）」と第15条第1項第1のイ「当該障害福祉サービスを利用」や「これらのサービスを利用することができないとき」と第8条第1項第1のイ「68単位」や「48単位」と第15条第1項第1のイ「42単

位」を「30単位」に改め、回1の班1及び班2中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、回11の6を次のように改める。

## 9 夜間支援等体制加算

### イ 夜間支援等体制加算(Ⅰ)

- |      |   |       |
|------|---|-------|
| (1)  | 夜間及び深夜の時間帯において、生活支援員等が支援を行う利用者（以下この9において「夜間支援対象利用者」という。）が3人以下 | 448単位 |
| (2)  | 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下  | 269単位 |
| (3)  | 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下  | 168単位 |
| (4)  | 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下  | 122単位 |
| (5)  | 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下  | 96単位  |
| (6)  | 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下  | 79単位  |
| (7)  | 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下  | 67単位  |
| (8)  | 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下  | 58単位  |
| (9)  | 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下  | 52単位  |
| (10) | 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下  | 46単位  |

### ロ 夜間支援等体制加算(Ⅱ)

- |      |                      |       |
|------|----------------------|-------|
| (1)  | 夜間支援対象利用者が3人以下       | 149単位 |
| (2)  | 夜間支援対象利用者が4人以上6人以下   | 90単位  |
| (3)  | 夜間支援対象利用者が7人以上9人以下   | 56単位  |
| (4)  | 夜間支援対象利用者が10人以上12人以下 | 41単位  |
| (5)  | 夜間支援対象利用者が13人以上15人以下 | 32単位  |
| (6)  | 夜間支援対象利用者が16人以上18人以下 | 26単位  |
| (7)  | 夜間支援対象利用者が19人以上21人以下 | 22単位  |
| (8)  | 夜間支援対象利用者が22人以上24人以下 | 19単位  |
| (9)  | 夜間支援対象利用者が25人以上27人以下 | 17単位  |
| (10) | 夜間支援対象利用者が28人以上30人以下 | 15単位  |
| ハ    | 夜間支援等体制加算 (Ⅲ)        | 10単位  |

注 1 イについては、夜勤を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて必要な介護等の支援を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に応じ、1日につき所定単位数を加算する。

2 ロについては、宿直を行う夜間支援従事者を配置し、利用者に対して夜間及び深夜の時間帯を通じて、定時的な居室の巡回や緊急時の支援等を提供できる体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、夜間支援対象利用者の数に及び、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

3 ハについては、夜間及び深夜の時間帯を通じて、利用者に病状の急変その他の緊急の事態が生じた時に、利用者の呼び出し等に速やかに対応できるように、常時の連絡体制又は防災体制を確保しているものとして都道府県知事が認めた指定宿泊型自立訓練を行う指定自立訓練（生活訓練）事業所において、指定宿泊型自立訓練を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの夜間支援等体制加算(Ⅰ)又はロの夜間支援等体制加算(Ⅱ)の算定対象となる利用者については、算定しない。

別表第11の11を次のように定める。

11 送迎加算

- |           |      |
|-----------|------|
| イ 送迎加算(Ⅰ) | 27単位 |
| ロ 送迎加算(Ⅱ) | 13単位 |

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この11において同じ。）において、利用者（指定宿泊型自立訓練の利用者及び施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定自立訓練（生活訓練）事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第11の13の注中イからハまでの並びのよりに加える。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から12までにより算定した単位数の1000分の41に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から12までにより算定した単位数の1000分の23に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第11の13の注に次のよりに加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第12の1のイロ「839単位」および「804単位」並びに「747単位」および「711単位」並びに「716単位」および「

679単位」並びに「672単位」並びに「634単位」並びに「635単位」並びに「595単位」並びに「回一〇ロ中「522単位」並びに「524単位」並びに「465単位」並びに「467単位」並びに「435単位」並びに「437単位」並びに「424単位」並びに「426単位」並びに「410単位」並びに「412単位」並びに「回一〇社五中「(1)から(5)まで」並びに「(1)から(6)まで」並びに「(ただし(4)又は(5)については、平成24年10月1日以降に限る。)」並びに「回五〇の(五)中「100分の70」並びに「100分の50」並びに「回(五)を回社五〇の(五)とし、回社五〇の(三)の次に次のように加える。」

(4) 過去2年間の就労移行者数（ただし、平成28年4月1日以降においては、第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等へ移行した者を除く。）が0の場合 100分の85

別表第12の3を次のように改める。

### 3 就労定着支援体制加算

イ 就労を継続している又は継続していた期間（以下「就労継続期間」という。）が6月以上12月未満の者

(1) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合 29単位

(2) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25

未満の場合

48単位

(3) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合  
71単位

(4) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合  
102単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が6月以上12月未満の就労定着者が100分の45以上の場合  
146単位

ロ 就労継続期間が12月以上24月未満の者

(1) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合  
25単位

(2) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合  
41単位

(3) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合  
61単位

(4) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合  
88単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が12月以上24月未満の就労定着者が100分の45以上の場合  
125単位

ハ 就労継続期間が24月以上36月未満の者

(1) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の5以上100分の15未満の場合  
21単位

(2) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の15以上100分の25未満の場合  
34単位

(3) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の25以上100分の35未満の場合  
51単位

(4) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の35以上100分の45未満の場合  
73単位

(5) 利用定員のうち就労継続期間が24月以上36月未満の就労定着者が100分の45以上の場合  
105単位

注 指定就労移行支援事業所等における指定就労移行支援等を受けた後就労し（第13の1の注2又は注3に規定する指定就労継続支援A型事業所等への移行を除く。）、指定就労移行支援等のあつた日の属する年度の前年度において、イからハまでに掲げる期間継続して就労し

ている者又は就労していた者の数を当該指定就労移行支援事業所等の指定就労移行支援等に係る利用定員で除した数が、それぞれの期間ごととの(1)から(5)までのいずれかに該当するものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につきイからハまでの所定単位数を加算する。

別表第12の7中「42単位」を「30単位」と改め、同7の注中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」と改め、同12の9中「10単位」を「15単位」とし、「6単位」を「10単位」と改め、同9のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算 (III)

6単位

別表第12の9の注1中「注2」のトを「及び注3」を改め、「100分の25」を「100分の35」と改め、同9の注2中「ロ」を「ハ」と改め、「福祉専門職員配置等加算(I)」のトを「又はロの福祉専門職員配置等加算(III)」を加え、同注2を同9の注3とし、同9の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所等において、指定就労移行支援等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(I)を算定している場合は、算定しない。

回12の12の柱中「就労移行支援体制加算」や「就労定着支援体制加算」に定める、回12の14を次のように定める。

14 送迎加算

- イ 送迎加算 (I) 27単位
- ロ 送迎加算 (II) 13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この14において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労移行支援事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。別表第12の16の柱中イからハもびを次のように定める。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1から15までにより算定した単位数の1000分の49に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）
- ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) 1から15までにより算定した単位数の1000分の27に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第12の16の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第13の1のイ中「589単位」を「584単位」に、「526単位」を「519単位」に、「494単位」を「  
487単位」に、「485単位」を「478単位」に、「469単位」を「462単位」に、「447単位」を「440単位」を  
「438単位」を「532単位」に、「481単位」を「474単位」に、「447単位」を「440単位」に、「438単位」を  
「431単位」に、「423単位」を「416単位」にそれぞれ1の注4を次のように改める。

4 イ及びロの算定に当たって、次の(1)から(9)までのいずれかに該当する場合(ただし、(3)  
から(7)までについては、平成27年10月1日以降に限り、(8)及び(9)については、平成27年9  
月30日までに限る。)に、それぞれ(1)から(9)までに掲げる割合を所定単位数に乗じて得た数  
を算定する。

(1) 利用者の数又は従業員の員数が別に厚生労働大臣が定める基準に該当する場合 別に  
厚生労働大臣が定める割合

(2) 指定就労継続支援A型等の提供に当たって、指定障害福祉サービス基準第197条におい  
て読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条又は指定障害者支援施設基準第  
23条の規定に従い、就労継続支援A型計画(指定障害福祉サービス基準第197条において

読み替えて準用する指定障害福祉サービス基準第58条第1項に規定する就労継続支援A型計画をいう。以下同じ。)又は施設障害福祉サービス計画(以下「就労継続支援A型計画等」という。)が作成されていない場合 100分の95

(3) 平均利用時間(過去3月における利用者のうち、雇用契約締結利用者の延べ利用時間を当該利用者の延べ人数で除したものをいう。以下同じ。)が1時間未満の場合 100分の30

(4) 平均利用時間が1時間以上2時間未満の場合 100分の40

(5) 平均利用時間が2時間以上3時間未満の場合 100分の50

(6) 平均利用時間が3時間以上4時間未満の場合 100分の75

(7) 平均利用時間が4時間以上5時間未満の場合 100分の90

(8) 週20時間未満の利用者((9)において「短時間利用者」という。)が現員数の100分の50以上100分の80未満の場合 100分の90

(9) 短時間利用者が現員数の100分の80以上の場合 100分の75

別表第13の7中「42単位」を「30単位」及び「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同13の8中「10単位」を「15単位」及び「6単位」を「10単位」に改め、同8のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ)

6 単位

別表第13の8の注1中「注2」のトに「及び注3」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同8の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」のトに「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)」を加え、同注2を同8の注3とし、同8の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援A型事業所等において、指定就労継続支援A型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第13の12のハを削り、同12の注2に次のただし書を加える。

ただし、イの重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第13の12の注3及び注4を削り、別表第13の13を次のように改める。

13 送迎加算

イ 送迎加算(Ⅰ)

27単位

ロ 送迎加算(Ⅱ)

13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就

労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づき公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この13において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援A型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第13の15の注中イからハまでを次のように改める。

- イ 福祉・介護職員処遇改善加算(I) 1から14までにより算定した単位数の1000分の40に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）
  - ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(II) 1から14までにより算定した単位数の1000分の22に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の28に相当する単位数）
  - ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(III) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数
- 別表第13の15の注に次のように加える。

- ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(IV) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数
- 別表第14の1のヤ中「589単位」を「584単位」に、「526単位」を「519単位」に、「494単位」を「487単位」に、「485単位」を「478単位」に、「469単位」を「462単位」に、 $\text{㉞}$ を $\text{㉟}$ 、 $\text{㉟}$ のロ中「538単

位」を「532単位」に、 「481単位」を「474単位」に、 「447単位」を「440単位」に、 「438単位」を「431単位」に、 「423単位」を「416単位」に改め、 同14の4中「49単位」を「69単位」に、 「22単位」を「59単位」に改め、 同ロの次に次のように加える。

ハ 目標工賃達成加算(Ⅲ)

32単位

別表第14の4の注1中「第6項」を「第5項」に、 「(1)から(3)まで」を「(1)から(4)まで」に、 「3分の1」を「2分の1」に改め、 同注1に次のように加える。

(4) 原則として、 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

別表第14の4の注2中「ロ」を「ハ」に、 「(1)及び(2)」を「(1)から(3)まで」に改め、 次のただし書を加える。

ただし、 イの目標工賃達成加算(Ⅰ)又はロの目標工賃達成加算(Ⅱ)を算定している場合は、 算定しない。

別表第14の4の注2の(1)中「の100分の80に相当する額」を削り、 同注2の(2)の次に次のように加える。

(3) 原則として、 指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

別表第14の4の注2を同4の注3とし、同4の注1の次に次のように加える。

- 2 ロについては、指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前年度に、当該指定就労継続支援B型事業所等の利用者に対して支払った平均工賃額が、次の(1)から(4)までのいずれにも該当するものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、イの目標工賃達成加算(1)を算定している場合は、算定しない。
  - (1) 当該前年度における地域の最低賃金の3分の1に相当する額を超えていること。
  - (2) 指定就労継続支援B型事業所等が、指定障害福祉サービス基準第201条第4項(指定障害福祉サービス基準第223条第5項において準用する場合を含む。)又は指定障害者支援施設基準附則第9条第4項の規定により都道府県知事又は市町村長に届け出た工賃の目標額を超えていること。
  - (3) 指定就労継続支援B型事業所等が、各都道府県において作成される「工賃向上計画」に基づき、自らも「工賃向上計画」を作成していること。
  - (4) 原則として、指定就労継続支援B型等のあった日の属する年度の前々年度の平均工賃額を超えていること。

別表第14の8中「42単位」を「30単位」に改め、同8の注中「平成27年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同14の6中「10単位」を「15単位」に、「6単位」を「10単位」に改め、同6のロの次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算 (Ⅲ)

6単位

別表第14の9の注1中「注2」のトに「及び注3」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同9の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」のトに「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅲ)」を加え、同注2を同9の注3とし、同9の注1の次に次のように加える。

2 ロについては、職業指導員等として常勤で配置されている従業者のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業者の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事又は市町村長に届け出た指定就労継続支援B型事業所等において、指定就労継続支援B型等を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、この福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第14の13のハを削り、同13の注2に次のただし書を加える。

ただし、イの重度者支援体制加算(Ⅰ)を算定している場合は、算定しない。

別表第14の13の注3及び注4を削り、同14の14中「81単位」を「89単位」に、「72単位」を「80単位」に、「67単位」を「75単位」に、「66単位」を「74単位」に、「64単位」を「72単位」に改め、

回14の表中「指導員」のトビ「を常勤換算方法で1人以上配置し、当該指導員」を戻す。回14の15を次のように改める。

15 送迎加算

イ 送迎加算 (I)

27単位

ロ 送迎加算 (II)

13単位

注 別に厚生労働大臣が定める送迎を実施しているものとして都道府県知事に届け出た指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（国、地方公共団体又はのぞみの園が設置する指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設（地方自治法第244条の2第3項の規定に基づく公の施設の管理の委託が行われている場合を除く。）を除く。以下この15において同じ。）において、利用者（施設入所者を除く。）に対して、その居宅等と指定就労継続支援B型事業所又は指定障害者支援施設との間の送迎を行った場合に、片道につき所定単位数を加算する。

別表第14の17の表中イからハまでのように改める。

イ 福祉・介護職員処遇改善加算 (I) 1から16までにより算定した単位数の1000分の38に相当する単位数（指定障害者支援施設にあつては、1000分の50に相当する単位数）

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算 (II) 1から16までにより算定した単位数の1000分の21に相当

する単位数（指定障害者支援施設にあっては、1000分の28に相当する単位数）

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第14の17の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数  
別表第15の1のヤ中「645単位」を「668単位」に、「528単位」を「552単位」に、「449単位」を「471単位」に、「383単位」を「385単位」に、「294単位」を「295単位」に、「257単位」を「259単位」に改め、ロ中の「594単位」を「617単位」に、「477単位」を「501単位」に、「398単位」を「420単位」に、「332単位」を「334単位」に、「243単位」を「244単位」に、「211単位」を「212単位」に改め、ロ中の「561単位」を「584単位」に、「444単位」を「467単位」に、「365単位」を「387単位」に、「299単位」を「301単位」に、「210単位」を「211単位」に、「181単位」を「182単位」に改め、ロ中の「675単位」を「699単位」に、「558単位」を「582単位」に、「479単位」を「502単位」に、「413単位」を「415単位」に、「324単位」を「326単位」に、「287単位」を「289単位」に改め、ロ中の長を短く、ロ中の「ホ」を「ニ」に、「限る。第15の1の2の注1において同じ。」を「限り、地域移行支援型ホーム（指定障害福祉サービス基準附則第7条に規定する地域移行支援型ホームをいう。以下同じ。）における指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第207条に規定する指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者」にあっては、当該地域移行支援型ホ



準ずるものを利用したことがある者に限り、地域移行支援型ホームにおける外部サービス利用型指定共同生活援助（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）の利用者にあつては、当該地域移行支援型ホームにおいて外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を行う者が外部サービス利用型指定共同生活援助の事業を開始した日において精神科病院に1年以上入院している精神障害者に限る。）に改め、「（指定障害福祉サービス基準第213条の4第1項に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助事業所をいう。以下同じ。）を距ら、回1の2の注9中「（指定障害福祉サービス基準第213条の2に規定する外部サービス利用型指定共同生活援助をいう。以下同じ。）」を距ら、回15の1の3のイ中「99単位」を「95単位」に改め、回1の3のロ中「199単位」を「191単位」に改め、回1の3のイ中「271単位」を「260単位」に、「90単位」を「86単位」に改め、回1の3のロ中「580単位」を「557単位」に、「37単位」を「36単位」に改め、回15の1の4中「7単位」を「10単位」に、「4単位」を「7単位」に改め、回1の4の次の次に次のように加える。

ハ 福祉専門職員配置等加算 (III)

4単位

別表第15の1の4の注1中「注2」のトに「及び注3」を加え、「100分の25」を「100分の35」に改め、同1の4の注2中「ロ」を「ハ」に改め、「福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)」のトに「又はロの福祉専門職員配置等加算(Ⅱ)」を加え、同注2を同1の4の注3とし、同1の4の注1の次に次のように

加える。

2 ロについては、世話人等として常勤で配置されている従業員のうち、社会福祉士、介護福祉士又は精神保健福祉士である従業員の割合が100分の25以上であるものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。ただし、この場合において、イの福祉専門職員配置等加算(1)を算定している場合は、算定しない。

別表第15の1の4の次に次のように加える。

1の4の2 視覚・聴覚言語障害者支援体制加算

41単位

注 視覚障害者等である指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数（重度の視覚障害、聴覚障害、言語機能障害又は知的障害のうち2以上の障害を有する利用者については、当該利用者数に2を乗じて得た数とする。）が、当該指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助の利用者の数に100分の30を乗じて得た数以上であつて、視覚障害者等の意思疎通に関し専門性を有する者として専ら視覚障害者等の生活支援に従事する従業員を、指定障害福祉サービス基準第208条（指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第3項において読み替えて適用する場合を含む。）又は第213条の4に定める人員配置に加え、常

勤換算方法で、利用者の数を50で除して得た数以上配置しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所又は外部サービス利用型指定共同生活援助事業所において、指定共同生活援助又は外部サービス利用型指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。

別表第15の1の5のイの(ロ)中「4人以下」や「2人以下」及び「336単位」や「672単位」並びに同イの(6)を同イの(ロ)とし、同イの(2)から(8)および同イの(9)から(10)および同イの(1)の次に次のように加える。

(2) 夜間支援対象利用者が3人 448単位

(3) 夜間支援対象利用者が4人 336単位

別表第15の1の5のイの(ロ)中「(経過的居宅介護利用型指定共同生活援助事業所を除く。)」や同イの(1)の5の(ロ)3中「夜間支援対象利用者の数に同じ」や同イの(1)の6を次のように改める。

1の6 重度障害者支援加算 360単位

注 別に厚生労働大臣が定める施設基準に適合しているものとして都道府県知事に届け出た指定共同生活援助事業所において、第8の1の注1に規定する利用者の支援の度合にある者(指定障害福祉サービス基準附則第18条の2第1項又は第2項の規定の適用を受ける利用者を除く。 )に対して指定共同生活援助を行った場合に、1日につき所定単位数を加算する。



単位数の1000分の69に相当する単位数

ハ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ) ロにより算定した単位数の100分の90に相当する単位数  
別表第15の9の注に次のように加える。

ニ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ) ロにより算定した単位数の100分の80に相当する単位数